

事業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大に係る 福井県緊急事態措置についてのお願い (休業要請等)

● 主な要請内容 要請期間:4月25日(土)～5月6日(水)

① 休業要請

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、県が指定した施設を基本に、それ以外の施設についても協力を依頼

※期間中、県の要請・依頼にご協力いただいた中小企業等に対し、協力金を支給いたします。

- 完全休業した企業等 …………… 50万円/件(個人事業主 20万円/件)
- 朝5時から夜8時までに営業時間を短縮、酒類の提供は夜7時までとした飲食店等 …………… 25万円/件(個人事業主 10万円/件)

② イベント等の開催自粛の要請

屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生するおそれのあるイベント、パーティ等の開催についても、原則として自粛を要請

【休業要請・協力金に関するお問い合わせ】
県緊急事態措置コールセンター ☎0776-20-0766 (9:00～18:00、無休)

マスク購入券は今日から5月10日(日)まで使えます

県民向けマスク購入券を順次全戸配布しています。ゲンキー各店舗で購入券をご提示ください。また、4月末までの納品が十分でないため、4月中により多くの方にマスクを購入していただくよう、2箱の購入を希望されている方には、まず1箱だけの販売とし、もう1箱は5月5日(火)以降の販売とさせていただきます。
お問い合わせ ☎0776-20-0749(9:00～17:00、無休)



● 休業要請等の対象となる施設

遊興施設等(ナイトクラブ、バー、ネットカフェ、カラオケボックスなど)、
大学・学習塾等、文教施設(小・中学校、高等学校など)、
運動・遊技施設(スポーツクラブ、パチンコ屋など)、映画館等、集会・展示施設、
博物館・美術館・図書館等、ホテルまたは旅館(宴会場など人が集まる部分に限る)、
商業施設(生活必需品の販売等にかかる店舗は除く)
※一部業種は、施設の床面積により対象とならない場合もあります。
詳しくはホームページをご覧ください、左記コールセンターへお問い合わせください。



● 対象外の施設

医療施設、生活必需物資販売施設(スーパー、ホームセンター、コンビニなど)、
飲食店等、社会福祉施設、交通機関(バス、タクシー、電車など) 等
※飲食店等へは、営業時間の短縮を要請します。



対象となる業種の一覧、協力金の詳細、適切な感染防止対策の内容はこちら(県HP) ➡



もしも、あなたがその立場なら 一人権への配慮のお願い



新型コロナウイルス感染症に関連して、特に感染者や濃厚接触者について、あたかも加害者であるかのような書き込みや誹謗中傷が見られます。あなたを含め、誰もが感染者や濃厚接触者となり得る状況です。感染者や濃厚接触者、診療に携わった医療機関やその関係者に対し、誤解や偏見による差別を行わないようお願いいたします。